

おおさかスマエネインダストリーネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 大阪府は、スマートエネルギー分野に関する技術力を有する中小企業者並びに、同分野への参入をめざす中小企業者と大手・中堅企業とのオープンイノベーションの効果的な実施等により、大阪府内での中小企業者の同分野への参入やビジネスの拡大を図ることを目的として、おおさかスマエネインダストリーネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）を設置する。

(定義)

第2条 おおさかスマエネインダストリーネットワーク設置要綱（以下「本要綱」という。）で用いる用語を次の各号のとおり定義する。

(1) スマートエネルギー分野

蓄電池や蓄熱等の蓄エネルギー技術のほか、燃料電池や太陽光発電等の創エネルギー技術、LED・熱利用等の省エネルギー技術、風力発電やバイオマス発電等の新エネルギー技術及び環境負荷低減に資する情報通信技術などを用いたビジネスに関連する分野

(2) 中小企業者

中小企業基本法第2条第1項に規定する者

(3) 大手・中堅企業

中小企業者以外の者（会社及び個人に限る。）であって事業を営むもの

(4) 支援機関

中小企業者の技術開発等を支援する法人及び団体等

(会員)

第3条 本ネットワークの会員は、本要綱第5条第1項に規定する入会手続きを有効に行った者とする。

(活動)

第4条 本ネットワークは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 会員の募集、登録、一覧の作成及び公表
- (2) 会員と大手・中堅企業とのビジネスマッチングの実施
- (3) 会員からの新たな事業展開に係る相談等への対応
- (4) 会員間の情報交換の場の提供
- (5) 会員へのスマートエネルギー分野に関する情報の提供
- (6) その他、本ネットワークの目的実現のために必要な活動

(入会手続等)

第5条 本ネットワークに入会しようとする者は、「おおさかスマエネインダストリーネットワーク入会申込書（様式第1号）」（以下「入会申込書」という。）に必要な事項を記載し、大阪府に提出するものとする。なお、本ネットワークに入会することができる者は、中小企業者及び支援機関に登録するコーディネーター等とする。

- 2 入会申込書の登録情報を変更する場合、当該会員は速やかに「おおさかスマエネインダストリーネットワーク登録情報変更通知書（様式第2号）」（以下「変更通知書」という。）により当該変更内容を大阪府に通知するものとする。
- 3 大阪府は、入会申込書又は変更通知書の内容をできる限り速やかに確認し、当該入会申込書又は変更通知書を受け付けた旨を当該会員に通知するものとする。
- 4 大阪府は、入会申込書又は変更通知書に記載された内容のうち、名称、ホームページ及び企業情報の欄に記載された事項については、本ネットワークの目的実現のために必要な範囲において公開することができるものとする。
- 5 本ネットワークへの入会費用は無料とする。

(退会手続)

第6条 会員が本ネットワークからの退会を希望する場合は、「おおさかスマエネインダストリーネットワーク退会通知書（様式第3号）」により大阪府に通知するものとする。

- 2 大阪府は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会させることができるものとする。
 - (1) 前項の通知があったとき
 - (2) 本ネットワークの目的に反する活動を行ったとき
 - (3) 連絡を取ることができなくなったとき
 - (4) 大阪府が退会を必要と認めたとき

(アドバイザー)

第7条 大阪府は、本ネットワークの運営にあたり、専門性が高い分野における適切なビジネスマッチング等を図るため、アドバイザーを置くことができる。

- 2 前項のほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別途、規約により定める。

(協力機関・団体)

第8条 大阪府は、本ネットワークの円滑な活動を図るため、関係する機関・団体に協力を求めることができる。

(要綱の変更)

第9条 大阪府は必要に応じ、本要綱の変更ができるものとする。本要綱の変更を行った場合は、できる限り速やかに会員にその変更を行った内容を通知するものとする。

(事務局)

第10条 本ネットワークの事務局は、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課に設置する。

2 事務局は、本ネットワークの運営に必要な事務処理等を行うものとする。

(雑則)

第11条 本要綱の定めるもののほか、本ネットワークの運営に関し必要な事項は、大阪府が別に定めることができる。

(付則)

本要綱は、平成30年12月20日から施行する。

(付則)

本要綱は、平成31年3月28日から施行する。